

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第103号



「暮らしのレスキューサービス」の トラブルに注意!!

「暮らしのレスキューサービス」とは、トイレ・水道・鍵の修理、害虫駆除、ロードサービスなど日常生活の困りごとに専門業者が対応するサービスです。専門的な技術や知識のない消費者が困ったときの助けとなる一方、料金や作業内容のトラブルに関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

このようなトラブルが発生しています!

■「見積もり無料」の広告を見て蛇口の水漏れを確認してもらったら、見積もりの費用を請求された。

■害獣駆除の見積もりを依頼した際、現場確認が必要と言われた。翌日、確認作業後に「至急駆除した方がいい」と言われ、契約内容をよく確認せず契約してしまった。

■鍵開け依頼後、作業時に当初聞いていた費用より高額の料金を伝えられたため断ったら、キャンセル料を請求された。

困りごとを早く解決したいという思いから「料金が高いけどやってみようかな」と考え、よく契約内容を確認せずに契約してしまうと、トラブルになりやすいので注意が必要です。

**トラブルに
遭わないために**

●広告の表示や電話で説明された料金を鵜呑みにせず、見積もりや契約内容をしっかり確認しましょう。

●契約する際はできるだけ複数の会社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。

●緊急を要するトラブルの発生に備え、日頃から情報を収集しておきましょう。

●料金やサービス内容に納得できない場合はきっぱりと契約を断りましょう。
トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



相談事例紹介

火災保険を使って住宅修理ができたと言われたが、信用性は？

今月の相談

最近、自宅の屋根や外壁の傷みが気になってきたところ、「火災保険で住宅の修理ができる」という火災保険の申請サポートを行う業者の広告を見つけた。サポート業者の指示に従って住宅の修理や保険金請求を行えば高額の保険金がもらえ、業者には受取保険金の30%を手数料として支払えばよいと書いてあるが、信用できるか。

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようにサポートする」などと「火災保険が使える」ことを強調したネット広告や電話勧誘、訪問販売が増えています。「調査費用は無料」「保険金が出なければ負担はない」などと勧誘されますが、高額なサポート料金を請求されることがあります。

また、経年劣化による損害は保険金の支払い対象になりませんが、請求の手続きを業者任せにすると自然災害による損害であるかのように、うその理由で請求される場合があります。この件について、国民生活センターや損害保険業協会からも注意喚起が出ています。

保険金の請求申請は保険加入者自身で簡単に行うことができます。また、保険の特約内容によって適用される範囲は異なりますが、火災保険は経年劣化の修復には使えません。うその理由で保険請求をすると詐欺罪に問われる場合や、保険契約を解除される場合があります。

「火災保険が使える」といった勧誘を受けたら、まずは保険証券に書かれた内容を確認し、契約先の保険会社に相談するようにしましょう。
お困りの際は消費生活センターへ相談してください。



問 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場 所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

残りわずか？ 焦らせて購入させる ネット通販のわな



早く買わなくちゃ！

©Kurosaki Gen

事例1

タイムセールをしている
通販サイトを見つけた。

残り時間の**カウントダウン**を目にして
気持ちがあおられて**焦り**、約1万円の
衣類を購入した。しかし、**翌日**同じ
サイトを見ると、**またタイムセール**を
していた。毎日しているなら慌てて買う
ことはなかった。
(60歳代)

事例2

ドライブレコーダーを買おう
と思い**ネット検索**して

いたところ、安値で販売している**サイト**
を見つけた。「**残りわずか**」と**表示**
されていたため**急いで注文**し、代金を
振り込んだ。しかし、2週間経っても商品
が届かず、メールを送っても返信がない。
(60歳代)

ひとこと助言

慌てさせる
手口かも



見守るくん

- ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」等と表示され、慌てて購入してしまうことがあります。
- これは、消費者を焦らせて購入に誘導している手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意しましょう。
- ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号等をよく確認して購入しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。